（操業日誌）

第二十六条　許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記載しなければならない。

2　大臣許可漁業（大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

3　第一項の操業日誌に第十四条第二項第一号から第六号までに掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該事項については、当該操業日誌又はその写しの提出をもって同条第一項の報告書を提出したものとみなす。

遠洋底びき網漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後五十日以内
遠洋かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。） 近海かつお・まぐろ漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後三十日以内
遠洋かつお・まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用するものに限る。）	毎旬の漁獲成績報告書	当該旬の次の旬の末日まで
母船式捕鯨業	毎航海の事業成績報告書	当該航海終了後五十日以内
大型捕鯨業 小型捕鯨業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
	毎事業年度の事業成績報告書	当該事業年度の終了後三十日以内
中型さけ・ます流し網漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後三十日以内
北太平洋さんま漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後三十日以内
日本海べにずわいがに漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後三十日以内
いか釣り漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後三十日以内

2　前項の漁獲成績報告書及び事業成績報告書の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

（操業日誌）

第二十八条の二　指定漁業の許可に係る船舶の船長は、指定漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記載しなければならない。

2　指定漁業（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

3　第一項の操業日誌に前条第一項の漁獲成績報告書に記載すべき事項の全てが記載されている場合にあつては、当該操業日誌又はその写しを漁獲成績報告書とみなして、同項の規定による提出をすることができる。